

小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査要綱

平成23年7月29日

規程第6号

改正 平成28年3月16日規程第2号

令和4年10月31日規程第6号

小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査要綱（平成23年規程第6号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）が行う物品の購入、修繕、製造その他についての請負又は不用品の売払いについての契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の必要な資格、選定方法等について定めるものとする。

（欠格者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項の規定において準用する場合も含む。）の規定により競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 次条の規定による申請に係る業種について2年以上の営業実績のない者。なお、資源物売却に関する業種（鉄スクラップ、鉄缶プレス、アルミ缶プレス、非鉄金属スクラップ、可燃系資源物、ペットボトル等）については、5年以上の営業実績のない者
- (4) 設立登記後、2年以上経過していない者
- (5) 組合を組織する小山市、下野市、上三川町及び野木町の市税、町税又は都道府県税に未納がある者
- (6) 法人にあっては法人税又は消費税に、個人にあっては申告所得税又は消費税に未納がある者

(7) 次条の規定に基づく提出書類のうち、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 構成員に前各号に該当する者が存する共同企業体

(資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加するために必要な資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める書類を添付した小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査申請書を管理者に提出しなければならない。

(資格審査等)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、小山広域保健衛生組合物品購入等入札参加者資格審査委員会規程（平成18年11月規程第5号）第1条に規定する小山広域保健衛生組合入札参加者資格審査委員会に諮り、競争入札に参加するために必要な資格を有する者としての認定の可否を決定する。

2 管理者は、前条の規定により認定の可否を決定したときは、小山広域保健衛生組合入札参加者資格認定通知書により申請者に通知するものとともに、資格を有する者として認定した申請者（以下「有資格者」という。）を有資格者名簿に登録するものとする。

(取消し)

第5条 管理者は、有資格者が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は不正な手段により前条第1項の認定を受けたときは、当該有資格者の資格を取り消すものとする。

2 管理者は、前項の規定により有資格者の資格を取り消した場合は、小山広域保健衛生組合入札参加者資格取消通知書によりその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 有資格者は、次の各号のいずれかの事項に変更があった場合は、速やかに小山広域保健衛生組合入札参加者資格者変更届により管理者へ届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者名

(4) その他管理者が必要と認める事項

(有効期間)

第7条 有資格者の資格有効期間は、有資格者として認定した日の翌年度の初日から2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の有資格者の資格有効期間中に、新たに有資格者の決定を受けたものの資格有効期間は、当該決定の日から前項の有資格者の資格有効期間の終了日までとする。

(様式)

第8条 この要綱に規定する小山広域保健衛生組合入札参加者資格審査申請書等の様式は、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日規程第2号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月31日規程第6号)

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和5年度以降に締結する物品の購入、修繕、製造その他についての請負又は不用品の売払いについての契約に係る競争入札に参加する者の資格審査から適用する。